

【アメリカ】燃費の良い自動車への買い替え促進追加予算法成立

より燃費が良く環境にも負荷の少ない自動車への買い替えを促進するためのプログラムに対する補正歳出予算法案(H.R.3435)が、大統領の署名を経て2009年8月7日成立した(P.L.111-47)。予算総額は20億ドルである。2009年度補正歳出予算法で導入された低燃費の自動車への買い替えプログラムの当初予算10億ドルが、プログラムが本格実施された7月に1週間で底をついてしまったため、追加で予算を緊急経済刺激法(P.L.111-5)の予算から振り替えるもので、政権も迅速な成立を強く求めている。1ガロン当たり18マイル以下の燃費の車をより燃費の良い車に買い替える場合に1台あたり最大4500ドルを購入者に払い戻す。7月31日に提出されてから非常に迅速に成立した。このプログラムの環境への効果には疑問の声もあるが、エコノミストからは7月の新車販売の促進に大きな効果があったと評価されている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】医療保険改革法案成立を求める大統領演説

2010年9月9日、オバマ大統領は、議会両院合同会議で医療保険改革法案の成立を求める演説を行った。大統領が特定の法案や政策実現を求めて議会で演説を行うのは、極めて異例である。医療保険改革には今後10年間で9000億ドルといわれる膨大な予算が必要だが、これまでにイラクやアフガニスタンで使われた戦費の総額より少ない予算で4600万人にも上るといわれる無保険者を救えることを強調し、法案の成立を強く求めた。オバマ大統領は、2008年大統領選の公約として、医療保険制度改革、とりわけ国民皆保険の実現を掲げていた。当選後も医療保険改革を最優先国内政策と位置付けていた。法案(H.R.3200)は、7月14日にジョン・ディンゲル議員(民主党)によって提出されエネルギー・商務委員会等に付託されてから審査が進んでいない。政府支出が膨大になることと、その財源や財政赤字の拡大、政府の介入の増大などで、共和党側は法案に反対している。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【EU】米産バイオディーゼル燃料に相殺関税・アンチダンピング税

欧州連合(EU)の閣僚理事会は、アメリカ合衆国産のバイオディーゼル燃料の輸入について相殺関税及びアンチダンピング税を課し、暫定税を限定的に徴収する2つの閣僚理事会規則を策定した。これらは2009年7月10日に公布され、翌11日に発効した(L179Vol.52(EC) No 598/2009及び(EC) No 599/2009)。これらの規則は、米国からのバイオディーゼル燃料が不公平にEUに輸出されているという業界からの2008年6月の申立てに対応し、調査の上で結論を出したものである。EU市場に輸入されるバイオディーゼル燃料の大部分は米国からのものであり、2005年には7000トン、2007年には100万トンと輸入量が急増している。この背景には、米国政府の補助金による不当廉売があるとされる。最長5年間、1トン当たりのバイオディーゼル燃料に対して211.2~237ユーロの相殺関税と0~198ユーロのアンチダンピング税がそれぞれの輸出会社に応じて課される。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】国際携帯電話のEU域内ローミング料の大幅値下げ

欧州連合（EU）域内において旅行するときに、国境を越えて携帯電話のローミングサービスを利用することがある。その場合に国内で利用できる価格と比較して過度の課金を受けることがないように、消費者の保護を行い、市場における透明性と競争性を確保するための規則が定められた。具体的な例としては、2009年7月1日からSMS（ショートメッセージサービス：電話番号宛てに短いメールをやりとりできるサービス）の送信は1通0.11ユーロに、そして、その受信は無料になる。音声通話についても、2011年7月までに段階的に引き下げられる。これらの措置によって、消費者は最大24%安く通話できるようになるという。規則の名称は、「欧州共同体内における公共モバイル電話ネットワークのローミングに関する規則（EC）No 717/2007、並びに、電子通信ネットワークサービスのための共通の規制枠組みに関する指令2002/21/ECを修正する欧州議会・理事会規則（L167 Vol.52（EC）No 544/2009）」。2009年6月29日公布。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】欧州の水質改善へ：セーナにサケ帰る

多くの国々が隣接し合う欧州各国では、環境問題はとりわけ大きい関心事である。欧州連合（EU）では、2000年に、欧州横断的な川、湖沼、領海、地下水などの水質改善の枠組みを定めた欧州議会・理事会指令（2000/60/EC）を定めている。この度、欧州委員会は、この指令の第8条3項の手続きに基づいて「水質の化学的分析及び監視を行うための技術仕様」を定める欧州委員会指令を2009年7月31日に制定した（20090801公布L201Vol.52 2009/90/EC）。これは、EUの2015年水質目標を達成するために欧州委員会が進捗評価活動を行うことの支援を目標としている。具体的には、各構成国が水質のモニターを行う際に、水の状態、沈殿物、生物相などを分析する手法について、最低限の実施基準などを定めている。2008年10月からパリ、セーナ川にサケが戻ってきているという。80年ぶりのことだが、水質改善の努力の結果が実を結んできているようだ。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【イギリス】セービング・ゲートウェイ口座法—低所得者層の貯蓄促進を図る

働く世代の低所得者層を対象とし、貯蓄習慣を促進させることなどを目的として、セービング・ゲートウェイ口座法が、2009年7月2日成立した。定められた金融機関で「セービング・ゲートウェイ口座」を開設し、満期時に、貯蓄した金額に応じた額を政府からの給付として受け取ることができる。2010年以降全国で実施予定。所得支援、雇用及び支援手当、求職者手当などの補助金を受けている等の場合に、適格者となる。こうした施策は、2002年から2007年の間に2度、一部の地域で試験的に行われ、対象となった人々に好評であった。満期は2年で、1ポンドの貯蓄に対して半額の50ペンスの給付など、詳細な数字は規則で定められる。給付の対象となる貯蓄は月25ポンドを限度とする。政府の予算概算では、満期による支払いに要する費用は、最初の口座の開設から2年後の2012/2013年には1億3000万ポンド（その後は漸次減少の見込）である。このほか運用コストの予算額が、制度が定着する2015/2016年以降は、年1600万ポンドとされている。

（海外立法情報課・高信 麻）

【フランス】 国内治安維持のための国家憲兵隊に係る法律の制定

「国家憲兵隊 (gendarmerie nationale) に関する 2009 年 8 月 3 日の法律第 2009-971 号」が制定された。国家憲兵隊とは、国防省に属する警察組織で、一般の治安維持に当たる任務を持つ。同法の目的は、国家憲兵隊を国内治安維持のための一組織として明文化し、そのように機能させるため、内務省との結びつきを強化することにある。具体的には、国家憲兵隊が地方において治安維持を行うという任務については、国防省ではなく州又は県知事の権限の下での活動が求められ、そうした任務を行うときに採るべき手続きも簡素化された。しかし、国家憲兵隊の採用、組織化の責任は内務省にあり、その任務実行に関する命令等を発するのは国防省という原則的な権限の切り分けはこれまで通りとする。こうした法律を策定した背景には、テロリズムに対するフランス領土及び国民の保護のための施策をあらかじめ充実させておかななくてはならないという政府の意識がある。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】 観光業の発展及び現代化に関する法律の制定

「観光業の発展及び現代化に関する 2009 年 7 月 22 日の法律第 2009-888 号」が制定された。立法背景としては、フランスは観光客が訪れる世界第 1 位の国であるが、観光業で得られる利益は世界 3 位にとどまっていることが挙げられる。そのための改善策として、大部な法文 35 か条からなる当該法律が制定された。この法律の大きなポイントは以下の 2 つである。①旅行代理店に課される諸規則を、消費者の安全を保障しつつ (すなわち、旅行保険等を旅行者に課す等の手続きの義務化等)、簡素化する。②フランス国外向けに観光を宣伝・促進してきたメゾン・ド・ラ・フランス及び観光の開発・技術供与等の組織であるオディット・フランスの 2 機関を統合し、アトゥー・フランス (Atout France) という単一の大観光機関を作ることである (アトゥーとは「切り札」という意味である)。この機関は、観光担当大臣下に置かれる国家組織であり、フランスにおける観光のプロモーション、観光業業界の競争力及び質の確保を主として行う。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】 日曜日営業法の制定

「日曜日の休息の原則を確認しつつ、自営業者が観光地及び温泉地のコミューン (市町村) 及び地域並びに人口密集地域においてこの原則から逸脱することを認める 2009 年 8 月 10 日の法律 2009-974 号」が制定された。与党・国民運動連合 (UMP) 議員による議員立法である。これまでキリスト教の安息日に当たる日曜日は商店等の法定休日とされてきたが、「もっと働き、もっと稼ごう」という新自由主義的なスローガンを掲げるサルコジ大統領はこの原則を変更する新法を提出した。同法の柱は 2 点である。①日曜日等に消費が伸びる PUCE と呼ばれる「例外的消費習慣地域 (Périmètres d'usage de consommation exceptionnel)」(具体的には、パリ、マルセイユ等) では、日曜日の営業を許可する。今後は議会等の要求に従って、州又は県知事が PUCE を画定する。②経済・社会・環境評議会の勧告に従って、観光地及び温泉地では、スポーツ、レクリエーション及び文化に関する施設 (商店等も含む) の日曜日の営業を認める。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【ドイツ】 ナチ時代の「戦時反逆罪」判決を無効にする法律の制定

2009年9月8日、ドイツ連邦議会は、ナチ時代の軍刑法典の「戦時反逆罪」の規定を「刑事司法における国民社会主義の不法判決の取消しに関する法律」（1998年制定）の対象とすることを内容とする同法の第二次改正法律を全会一致で可決した。これにより、1939年から45年にかけて言い渡された同規定による有罪判決は一括して無効とされた。ナチ時代には、法定刑として死刑のみが規定されていた「戦時反逆罪」を理由として約3万件の死刑判決が下され、約2万件が執行されたが、これらの判決は従来一括取消しの対象とされず、個別の見直しの対象となるにすぎなかった。ところが、最近の歴史研究の成果と連邦議会が委嘱した法律家による鑑定の結果、ナチ時代の司法によって同罪の構成要件が歪曲され、体制にとって望ましくない人々を処罰する口実として恣意的に適用されていたことが明らかとなったため、新たに同罪に基づく判決をナチ時代の不法判決の一括取消しを目的とする法律の適用対象とすることになったものである。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 金融市場に対する監督を強化する法律の成立

2009年7月31日、連邦金融庁の権限を強化し、金融市場に対する監督をより実効的なものにするを目的とする法律（金融市場及び保険業の監督の強化に関する法律）が公布され、一部を除き8月1日施行された。連邦金融庁が、より高い資金流動性を備えることを銀行に対して求めることを容易にすること、金融機関が危機に陥った場合、従来よりも早期に利益配当を禁止することができること、ドイツにある外国金融機関の子会社が危機に陥った場合には、当該子会社から外国の親会社に対する送金を禁止することができること、連邦金融庁に対する銀行の情報提供義務を厳格化すること、連邦金融庁が金融機関の自己資本比率の要件を引き上げることができること、銀行及び保険会社の監査役が専門的に不適格であるか又は信頼できない場合、連邦金融庁がこれを解任することができること、業務執行役員及び監査役会の構成員の数も制限することができること等を定める。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 新型インフルエンザ予防ワクチンの無料接種及び優先接種について定める法規命令の制定

公的健康保険加入者の希望する者に新型インフルエンザA型（H1N1）の予防接種を無料で行うことや、接種の優先順位等について定めた連邦保健省の法規命令が2009年8月19日制定され、同22日施行された。加入者の50%までの接種費用は健康保険組合が負担し、それを超える費用は連邦及び州が負担する。接種にあたっては、次のグループに属する加入者が優先すると規定された。①呼吸器の慢性疾患、心臓・循環器・肝臓・腎臓の慢性疾患、糖尿病その他の代謝疾患、肥満症、感染を原因とする症状悪化を伴う多発性硬化症、T細胞又はB細胞の残余機能を伴う先天的又は後天的な免疫不全、HIV感染その他の免疫体系を弱める感染症、その他新型インフルエンザへの感染により重症化が予想される重い疾患を有する者、②妊婦、③病院、診療所（歯科を含む）、介護施設、リハビリ施設、薬局、救助活動、病人搬送、保健所又は伝染病予防法第16条及び第28条から第31条に規定する所轄官庁において業務に従事する者、④警察官及び消防士。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ロシア】2009年度秋会期の現状

2009年8月31日、第5期国家会議（下院）において2009年度秋会期が始まった。法案先議権のある下院では、委員会が審査を予定している法案は550を超えている。ただし、公表された重要法案リストに従って、今後は優先度の高い法案から順番に審議される。今会期の重要法案数は約70であり、政府により提出された法案が30以上の多数を占めている（議員提出の重要法案は約20）。プーチン首相が2008年5月に最大与党「統一ロシア」の党首に就任して以降、政府提出法案に基づいて法律が制定される政府立法の数が急増しているが、今会期も同様の傾向にあるといえる（政府立法数は、2008年度春会期では37、2009年度春会期では71）。政府提出の重要法案には、「パスポート課の情報利用が許される国民リストに関する改正連邦法案」、「孤児、強制移住者、炭鉱労働者を支援する法案」等が含まれる。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】市場における不正競争に対する厳罰化の試み

資本主義経済のもとでは、自由な競争状態を維持し独占及び不正を排除・防止することが、望ましい市場のあり方とされている。2009年7月31日に公布され、10月30日に施行されるこの法律は、刑法典第178条を、主に以下の2点について改正するものである。第1に、「市場における競争の禁止、制限又は排除」について、従来の定義に加え、他人の資産を実際に破壊又は損傷するだけでなく、そうした脅威が存在する場合も、処罰の対象とした。第2に、競争の禁止、制限又は排除を行った場合、①20万ルーブル以下の罰金、又は、②4か月以上6か月以下の拘留若しくは2年以下の自由剥奪の刑に処するという従来の規定は、①30万ルーブル以上50万ルーブル以下の罰金、又は、②1年以下若しくは1年を超えて一定の職に就く権利若しくは一定の活動に従事する権利の剥奪、若しくは3年以下の自由剥奪の刑に処すると改められた。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】教育ローン貸与に関する政府決議

2009年9月3日、国の正式認可を受けた高等専門教育機関の学生に対する教育ローン貸与に係る国家支援条件について政府決議が公布された。これは、2009年9月1日から2013年12月31日までの間に銀行から教育ローンの借り入れを受ける学生に課せられる優遇条件及び貸与側の銀行に対する国家援助を定めるもので、金融危機後の経済の混乱に対する学業支援対策といえる。この決議により、当該期間中に教育ローンを利用した学生は、初年度と2年目には利子のみを支払うことになるが、在籍中及び卒業後3か月の間は元金の返済を猶予される。教育ローンの返済期間を10年と定め、学生はローン契約時に担保を必要としない。返済期間を超えて返済する場合には返済不履行に対する制裁金が課されることがある。銀行は、貸与した教育ローンのうち20%までを無返還（免除）にできるが、その損失額は連邦予算から拠出された助成金によって補償される。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【韓国】著作権法改正—賛成した議員の多くが知識不足から違反

2009年4月22日に公布された改正著作権法が、7月23日に施行された。改正により、オンライン上の著作権を規定していたコンピュータプログラム保護法が廃止され、オン／オフライン問わず、すべての著作物について著作権法に規定するようになった。同改正では、李明博政権の重要政策課題の1つであるオンライン上の不法複製防止及び著作権保護のため、ピアツーピアやファイル共有サービス等の掲示板を利用したオンライン上での常習的な著作権侵害に対する「3ストライク制」が導入されている。これは、3回警告を受けた違反者や掲示板が再度違反した場合、新設される「韓国著作権委員会」の審議を経て、最長で6か月のインターネット接続制限が課される又は掲示板が閉鎖されるというものである。報道では、賛成した国会議員の多くが自らのウェブサイトにも新聞記事を無断で転載する違反行為を行うなど、国会議員にも著作権の知識が不足していると指摘されている。

(海外立法情報課・白井 京)

【韓国】金融持株会社法改正

2009年7月22日、金融持株会社法改正案が可決され、7月31日に公布された。金融持株会社法は、銀行の円滑な構造調整と、M&A(合併・買収)による韓国金融業界の競争力強化を目的として2000年に制定された法律である。今回の改正内容は大きく2つに分けられる。1つ目に、産業資本の銀行持株会社株式保有限度を海外の立法例を勘案して4%から9%に高め、金産分離を緩和する内容である。これにより、複雑に入り組んだ株主構造からなる伝統的な「財閥」が持株会社を中心とする簡素な資本構成に移行し、透明性が高まる見込みである。2つ目は、証券会社や保険会社を中心とする「銀行を有しない持株会社」＝非銀行持株会社の規制緩和であり、金融投資業や保険業中心のグローバル金融グループの育成が目的とされる。同法改正には金融業界が歓迎する一方で、市民団体を中心に「世界的な金融危機で規制が強化されている趨勢に逆行する」と反対する声もある。

(海外立法情報課・白井 京)

【韓国】メディア関連法改正—新聞社の放送進出をめぐる議論

これまで禁じられてきた新聞社による放送局経営が認められる「放送法」等3つのメディア関連法の改正案が国会本会議において可決され、2009年7月31日に公布された。これらの改正は、李明博大統領の主張する「メディア融合」のためのもので、新聞社や大企業が地上波放送局やケーブルテレビ局等の株式を10~30%所有できるようにし、外国資本の投資も条件付きで認めるものである。現在、韓国の主要放送局は、金大中・盧武鉉と続いた革新派政権寄りであり、李明博政権に批判的である。逆に朝鮮・東亜・中央日報の三大主要紙は保守志向が強く、現政権に肯定的である。野党は、法改正の目的は現政権への批判を強める放送局の抑え込みにあるとの疑念から改正に強く反対し、議決の際には議場が激しい混乱に陥った。当初案に含まれていたサイバー侮辱罪等の新設などネット関連の規制については今回の改正には含まれておらず、さらに議論が続く見込みである。

(海外立法情報課・白井 京)

【中国】人民武装警察法-国の安全及び社会の安定を維持する役割

人民武装警察隊は、人民解放軍等とともに中国の「武装力量」のひとつとして、「国务院及び中央軍事委員会の指導の下に安全を保衛し社会の秩序を維持する」（国防法第 22 条）と規定されているが、その役割等については具体性に乏しく実際の運用面における問題点が指摘されていた。2008 年 3 月のチベット自治区、2009 年 7 月の新疆ウイグル自治区の騒乱及び 2008 年 5 月の四川大地震等における人民武装警察隊の活動を背景に、2009 年 8 月 27 日の全人代常務委員会第 10 回会議で「人民武装警察法」が採択され、同日公布、施行された。安全保衛の任務としては、国が規定する人物、施設、重要活動の警備のほか、水源地、水利・電力・通信施設、交通幹線の橋梁、トンネル等の守備、地方政府所在地及び重要都市の重点地域、特別な時期における武装巡邏に加え、暴乱、騒乱、重大な暴力犯罪事件、テロ襲撃その他社会の安全に係る事件への対処等が規定された（第 7 条）。人民武装警察隊の動員、使用については厳格に審査するとし、具体的な承認権限及び手続は国务院及び中央軍事委員会で規定される（第 9 条）。
(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【中国】小・中学校のクラス担任教師の業務規定

小・中学校生徒の思想・道徳教育に責任を負うクラス担任教師の選任、職責及び任務、処遇、権利等について定める「中学校及び小学校クラス担任教師の業務規定」が、2009 年 8 月 12 日、教育部により全国に発布された。クラス担任教師は、①生活態度や精神面において問題がなく人の模範となれる者、②生徒を愛し、生徒及びその両親、他の教師との意思疎通にすぐれている者、③仕事に責任を持ち、強い指導力及び管理能力を有している者から選任される。クラス担任教師としての業務を考慮した授業時間数の軽減、クラス担任手当の支給、業績評価による給与配分における優遇措置も規定された。クラス担任教師は適当な方式により生徒の欠点や誤りを指摘して意見する権利を有するという第 16 条の規定については、体罰許容の問題と関連して、一人っ子である生徒の“脆さ”、保護者の存在などから実効性が疑問視されているが、教育部高官はこの責務を果たせないことは職務怠慢にあたること述べている。
(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【中国】各種計画に対する環境影響評価の実施を規定

「環境影響評価法」（2003 年 9 月 1 日施行）は、既に各種計画について環境影響評価を実施することを定めている。しかしこの間、評価を受けずに認可されるものが相当数あること、評価の質に問題があることなどが指摘されていた。こうした問題に対応するため、2009 年 8 月の国务院常務会議で「計画の環境に与える影響に関する評価条例」が採択され、10 月 1 日から施行された。評価対象となるのは、国务院及び地方政府が策定する土地利用に関わる計画、地域、流域、海域の建設開発計画、工業、農業、交通、観光開発等の特定計画である。計画策定者は、計画を実施した場合の①生態系への影響、②環境及び人体への長期的な影響、③経済的、社会的効果と環境に対する影響との関係及び短期的長期的利益の関係について、分析・予測し評価する。その後、計画策定機関の審査部門に認可申請を行う。計画実施後は、公衆の意見も取り入れた追跡評価を行い、問題がある場合には改善措置を講ずることが求められる。
(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【マレーシア】2009年目撃者保護法が国会通過

2009年第20回国会において目撃者保護法が通過した。本法は全IV部30か条あり、第I部は序(1~2条)、第II部は目撃者保護プログラム(3~13条)、第III部は権利、義務、非公開及び(保護の)終了(14~16条)、第IV部は一般規定(17~30条)である。本法制定の目的の1つは2009年1月1日に施行した汚職防止委員会法と同じく汚職防止の徹底である。「目撃者」は(a)刑事訴訟において政府の利益となる証言をすることに同意若しくは証言をした者、(b)犯罪若しくは起こり得る犯罪に関して(a)以外の他の方法で証言をすることに同意若しくは証言をした者、(c)犯罪に関して公務員若しくは公的機関の職員に情報提供、陳述若しくは支援を行った者、(d)他の如何なる理由であれ、プログラムのもとで保護若しくは支援を必要とする者、又は(e)(a)から(d)において言及した何れかの者と関係若しくは関連があるためにプログラムのもとで保護若しくは支援を必要とする者、である(2条)。(海外立法情報課・芝原 真紀)

【シンガポール】私学教育法成立

2009年9月14日、私学教育法が成立した。教育の質の確保のために、私学教育評議会を設立してこれを法人化し、私学教育機関の認定及び規律を行わせることを目的とした法律である。全VII部74か条あり、第I部は序(1~2条)、第II部は私学教育評議会(3~33条)、第III部は私学教育機関規則(34~48条)、第IV部は一般規定及びその他のサービスの運営(48~49条)、第V部は異議申し立て(51~55条)、第VI部は視察、執行及び違反行為(56~61条)、第VII部は雑則(62~74条)である。例外があるが「私学教育機関」とは(a)その者が私学教育の提供の提案又は提供をすると否とに関わらず、(i)利益のため、(ii)他の教育(機関)と共に、又は(iii)単独で又は他の何れかの者と連携、協力若しくは提携して、私学教育の提供を提案又は提供する何れかの者であり、そして、(b)教育法(87章)のもとで登録された学校、を意味する(2条)。

(海外立法情報課・芝原 真紀)

【フィリピン】合法的養子縁組法を承認

2009年3月12日、アロヨ大統領は全13か条から成る合法的養子縁組法(Republic Act No. 9523)に署名した。第1条は「遺棄(abandon)、放棄(surrender)、又は放置(neglect)された子どもの十分な感情的及び社会的発達のために最も迅速な方法で(中略)支援を拡大する」と規定している。本法の実施機関は社会福祉開発省(Department of Social Welfare and Development, DSWD)であり(2条(1))、「子ども」は「18歳未満の者」又は18歳以上であるが「その者の面倒をみること」若しくは「身体的若しくは精神的障害若しくは事情により虐待(abuse)、放置、残忍行為(cruelty)、若しくは差別からその者を保護すること」が十分にできない者を意味する(2条(2))。「養子縁組が合法的に可能な(available)子ども」とは、遺棄又は放置の事実が証明されてDSWDによる証明書が発行されている、又はその者の(両)親若しくは法的扶養者によって自発的に委ねられた子どもである(2条(5))。

(海外立法情報課・芝原 真紀)

【オーストラリア】性差別禁止法施行 25 周年

2009 年 8 月 1 日は、ホーク労働党政権下で成立した 1984 年性差別禁止法 (Sex Discrimination Act 1984) が施行されてからちょうど 25 年目に当たる。これを記念して、同日、マクレランド司法長官及びプリバセック女性の地位問題担当大臣が共同で記者会見を行った。プリバセック大臣は、25 周年が、ジェンダーの平等及び社会における女性の役割の進展を祝うとともに、女性が社会で平等な地位を確保するにはなお課題が待ち受けていることに思いを致す機会でもあるとしている。会見では、ラッド政権発足後の女性政策の成果として、①有給の出産育児休暇の導入を発表、②女子差別撤廃条約選択議定書への加入、③「女性に対する暴力を減らすための全国計画」の進展等が挙げられた。一方、オーストラリア人権委員会のプロデリック性差別担当コミッショナー (連邦総督が任命) も記者会見を行い、25 周年を迎えた同法の重要な役割をたたえとともに、将来ジェンダーの平等に寄与するためには本格的な法改正が必要であると発言している。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)

【オーストラリア】アルコポップス増税法案成立

青少年の過剰飲酒対策の一環として政府が 2008 年 4 月から実施していたアルコポップス (アルコールと炭酸飲料を混ぜたもの) の税率引上げについて、その裏付けとなる税率変更を定める法案 (「2009 年物品税率改定法案」及び「2009 年関税率改定法案」) が、春季議会開会早々の 2009 年 8 月 13 日に上院を通過、同 27 日に連邦総督の裁可を得た。両法案は、3 月 18 日上院で否決されたものと同内容の法案が 3 か月後の 6 月 22 日に下院に再提出され、同日通過したもので、再び上院で否決された場合、憲法第 57 条の規定により、両院解散の可能性もささやかれていた。法案成立により、先行実施期間におけるアルコポップスの税率引上げが有効とされ、政府は年間約 4 億豪ドルの税収を得ることとなった。ロクソン保健担当相は、上院通過後の記者会見で、法案の成立に伴い、今後、3 月の上院審議で緑の党及び無所属議員と合意した 5000 万豪ドルに及ぶ一連の過剰飲酒対策に取り組んでいく旨を発表した (拙稿「アルコール飲料の税率引上げをめぐる動き」『外国の立法』No.240-1, 2009.7, pp.22-23.参照)。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)

【オーストラリア】クイーンズランド労働党のマニフェストが世界記録遺産に認定

「アンネの日記」や「マグナ・カルタ」が話題となった 2009 年のユネスコ記録遺産「世界の記憶」の新規登録 35 点の中に、オーストラリアの近代政治史に関わる記録が加わった。クイーンズランド労働党のマニフェスト (1892 年 9 月 9 日付) で、著名な同党メンバーであるチャールズ・シーモア (1853-1924) が執筆し、クイーンズランド初の労働党議員となる、当時の党首のトマス・グラッシー (1844-1936) のサインがある。クイーンズランド州立図書館が所蔵するこの文書は、クイーンズランド労働党の基本文書であるとともに、オーストラリアの政治・労働運動史上重要なものである。ちなみに、世界初の労働党政権は、1899 年クイーンズランドで誕生している。クイーンズランド州のアンナ・ブライ首相は、同文書は、ストライキが暴力的に鎮圧された後、労働運動がその目標を、議会代表を通じて政治的権力を獲得する方向に移行した第 1 段階を示すものであるとして、世界記録遺産への認定を歓迎した。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)